

成年年齢引き下げ、注意点は？

テレビで成年年齢引き下げの番組を見た。19歳の家族がいるが、何ができるようになるのか。また、注意することはあるか。(70代男性)

消費者トラブル拡大懸念

民法が定めている成年年齢は「一人で契約をすることでできる年齢」という意味と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。民法改正により、2022年4月1日から成年年齢は18歳となり、同日時点で18歳、19歳の方は同日に成人となります。

◇18歳成年になって変わる事、変わらない事

変わる事 (18歳からできるようになる事)	変わらない事 (20歳以上でないとできない事)
▽親の同意なく契約ができる ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる ▽居所や進路の意思決定 など	▽飲酒 ▽喫煙 ▽公益ギャンブル、競馬 ▽競輪、競艇 ▽オートレース ▽国民年金の加入 など

成人になると親の同意なく一人で契約ができるようになる反面、「未成年者契約取消権」を行使することができなくなります。契約に関する知識や社会経験の浅い若者は、さまざまな誘惑や悪質業者のターゲットにされやすく、成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳の方への消費者被害の拡大が懸念されています。

成人を迎えたからと言って、人はいきなり成長するわけではありません。ぜひ「大人の先輩」として、さまざまなことを伝えてあげてください。

県ホームページに「18歳から大人」の個別ページを作成し、若年者に多い消費者トラブルと対処法などを紹介していますので、QRコードからご覧ください。日頃からいろいろな消費者トラブルについて知ることが、消費者トラブルを回避することにつながります。

もし、おかしいなと思ったり、不安に感じたりしたときは、局番なしの消費者ホットライン「188」にお電話ください。最寄りの消費生活相談窓口につながります。